



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会社名 タキロン株式会社  
代表者名 取締役社長 兵頭 克盛  
(コード番号 4215 東証・大証第一部)  
問合せ先 総務人事部長 中 川 尚  
(TEL 06-6267-2685)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 116 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1)取締役および社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有能な人材を迎えることができるようにするために、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに会社に対する賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規程を変更案第 26 条（取締役の責任免除）に新設するものであります。

なお、本規程の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)監査役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有能な人材を迎えることができるようにするために、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに会社に対する賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規程を変更案第 34 条（監査役の責任免除）に新設するものであります。

(3)その他、上記の変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条            ) (条文省略)</p> <p>第 25 条            (新設)</p>	<p>第 1 条            ) (現行どおり)</p> <p>第 25 条</p> <p><u>第 26 条 (取締役の責任免除)</u></p> <p><u>① 当社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 <u>26</u> 条            ) (条文省略)</p> <p>第 <u>32</u> 条            (新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 <u>27</u> 条            ) (現行どおり)</p> <p>第 <u>33</u> 条</p> <p><u>第 34 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>① 当社は、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>33</u> 条            ) (条文省略)</p> <p>第 <u>36</u> 条</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>35</u> 条            ) (現行どおり)</p> <p>第 <u>38</u> 条</p>